

京丹波町子育て世帯 住宅リフォーム支援事業

子育て世帯の経済的負担や育児負担の軽減のため、子育てのために住宅リフォーム工事を行う世帯に対して「京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で工事費用の補助を行います。

申込期間 令和7年5月1日～12月26日

※期間内でも、予算額に達した時点で募集を終了します。あらかじめご了承ください。

■対象者（申請者）

京丹波町に住所があり、次のすべてに該当する人が申請できます。

- (1) 子どもがいる家庭であること
- (2) 住宅リフォームなどの契約をした世帯の子どもの親権者であること
- (3) 住宅リフォーム工事を京丹波町内の業者（京丹波町内に本社・本店があり、住宅リフォーム工事を業としている事業者）に依頼して行うこと
- (4) 子どもの親権者が京丹波町税・京都府税などの滞納のないこと
- (5) 子どもの親権者の所得の合算額が550万円未満であること

※「子ども」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある者で、出生前の子も含みます。

※交付申請時に京丹波町に住所のない人は、別途「転入に関する誓約書」を提出し、年度内に転入することが条件となります

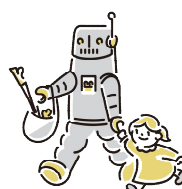
■補助対象工事

次のすべてに該当する住宅リフォーム工事が補助対象です。

- (1) 対象者が自ら居住する住宅の工事で、子育ての負担軽減のために必要と認められる工事
- (2) リビング、台所スペース、浴室スペース（脱衣所を含む）または子ども部屋のリフォーム工事
- (3) 対象となる工事の費用が20万円以上の工事
- (4) 令和8年3月1日までに完了する工事

※外構工事、雨漏修繕、設備機器のみの設置などは対象になりません。

※新築工事や他の補助制度などの対象となる工事は対象外です。



■補助金額

補助対象工事費の2分の1(千円未満切捨)

または

補助限度額

子どもが1人	10万円
子どもが2人	20万円
子どもが3人	30万円

のいずれか低い金額

+

新たに三世代同居または近居となる場合

5万円を加算



※三世代近居とは、子ども、親又は祖父母等の一方または両方が住所変更を行い、以下のいずれかに該当することをいいます。

ア 直線距離2キロメートルを超える町内の住宅にそれぞれ居住する親子又は祖父母等が、直線距離2キロメートル以内の町内の住宅に居住すること。

イ 住所変更前において異なる市町村に居住する親子または祖父母等が町内に居住すること。

※申請後の審査結果により、申請額の一部の交付となる場合があります。

■申請に必要な書類

交付申請の際は、下記①～⑥の書類を子育て支援課までご提出ください。
必要に応じて下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

★必ず工事着工前に交付申請をしてください。

【町の様式(町ホームページからダウンロードできます)】

①交付申請書 ②別紙1(個人情報確認同意書)

【その他必要な書類】

③見積書の写し ④工事の概要が分かる書類 ⑤着工前の写真

⑥京都府税の納税証明書など、子どもの親権者に府税の滞納がないことが分かる書類

※府税の納税証明書は、南丹広域振興局で交付を受けることができます(手数料が必要です)。



お問い合わせ先(申請先)

京丹波町子育て支援課

京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

電話 0771-82-1394

FAX 0771-82-0446



ホームページは、右の二次元コードを読み取るか、
「京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業」で検索してください。